

令和 2 年 12 月 4 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

プラスチック製容器包装の再商品化事業者の入札選定方法 及び選定結果の連絡方法について

入札選定の方法及び選定結果の連絡方法は以下のとおりです。

1. 前提

- (ア) 保管施設ごとの単年度入札とする。なお、引き渡し申込量の多い施設は複数の再商品化事業者が落札する場合がある。
- (イ) 要件を満たす(*1)材料リサイクル事業者が落札できる優先枠（安定枠＋効率化枠）を設ける。現在、優先枠は全申込量の 50%である。
- (ウ) 優先枠事業者は優先フダとして、「査定値(*2)×総合的評価得点率(*3)」に相当する優先落札可能量を有する。優先落札可能量は安定枠落札可能量と効率化枠落札可能量に分けられるが、優先フダは 1 種類である。
一方、それ以外の事業者(*4)は一般フダとして、「査定値」に相当する一般落札可能量を有する。
なお、事業者はその施設ごとに優先枠か一般枠のどちらか一方のみを持つ（材料リサイクル、ケミカルリサイクルの両手法を実施する場合を除く）。
- (エ) 入札前に、入札価格の上限値、下限値（下限値は優先フダのみ）を定め、これをそれぞれ上回る、下回る入札フダは無効となる。

*1：総合的評価の品質評価項目で設定された基準（ボーダーライン）を満たすこと

*2：通常、申請能力（一廃許可量の「うち容器包装処理能力」）の 0.9 倍

*3：総合的評価総得点を 100（満点）で除した数値

*4：優先辞退、新規、ボーダーライン未達、優先資格停止の材料リサイクル事業者及びケミカルリサイクル事業者

2. 入札選定方法（概要）

- (ア) 規定の電子入札による。
- (イ) 1 社のみ入札している保管施設はその入札が落札する。
- (ウ) その後は、優先枠（安定枠）、優先枠（効率化枠）、一般枠の順に落札する。

(エ)前記2.(ウ)の各枠における落札までの手順は同様である(以下の3.参照)。但し、安定枠における落札は第1落札のみ、効率化枠における落札は第1落札のみとする(一般枠は保管施設の申込量に達するまで、第2、第3、…と落札する)。

3. 入札選定方法(詳細)

(ア)前記2.(エ)の説明

- ① 各保管施設について、優先フダ、一般フダのグループごとに入札価格の低い順に並べる。それぞれのグループで最も安価なフダを1番フダ(以下、順に、2番、3番、…)という。
- ② 優先枠の落札
 1. 各保管施設における優先フダグループの1番フダ同士を比べ、最も安価なフダを第1落札とする。なお、第1落札の落札量が、当該保管施設の申込量以下であっても、安定枠における落札は第1落札のみとする。
 2. 落札後は、落札された保管施設の申込量から当該落札量を減じ、また落札事業者の安定枠落札可能量から同じく当該落札量を減じ、保管施設の申込量並びに当該事業者の安定枠落札可能量の値を更新する。この結果、当該事業者の落札可能量が0となった場合は、各保管施設について当該事業者のフダを除いて各フダの順位を上げる。
 3. それまでの落札総量に当該落札量を加え、新たな落札総量とする。この総量が安定枠量に達するか、落札すべき保管施設の入札フダが全て無効となる(当該保管施設への全入札事業者の落札可能量が0となっている等)まで上記1~3を繰り返す。
 4. その後、優先枠(効率化枠)の落札に移行し、前記安定枠と同様の手順を繰り返す(1.2.では、安定枠→効率化枠と、3.においては安定枠→優先枠と読み替える)。
- ③ 一般枠の落札
 1. 各保管施設における一般フダグループの1番フダ同士を比べ、最も安価なフダを第1落札とする。以下、前記②と同様の手順で落札する。なお、一般枠では第1落札の落札量が当該保管施設の申込量に満たない場合には、2番フダが第2落札として残りの量を落札する。それでも申込量に達しない場合、申込量に達するまで(第3、第4、…)この手順を繰り返す。

4. 特別な場合の取り扱い

(ア)入札額が同一の事業者が複数の場合の落札順位は原則として以下のとおりとする。

- ① 再生処理施設が当該保管施設から最も近いこと

② 再商品化製品の販売価格が最も高いこと

③ 再商品化率が高いこと

ただし、端数や当該事業者の落札可能量にできるだけ近づける等の理由で後順のフダであっても落札することがある。

(イ)入札がないあるいは落札されなかった等の保管施設の取り扱い

入札がないあるいは落札されなかった、及び入札後に引き渡し申し込みを受けた保管施設については、再商品化事業者の立地、再商品化能力、価格等を勘案のうえ、指名競争入札により落札事業者を決定する。ただし、入札対象量等により、上記手順が不相当と判断される場合にはこの限りではない。

(ウ)入札額が不合理な場合の取り扱い

社会通念上問題とされる著しく不合理な価格／量(*5)の入札フダは入札選定において除外する。その結果、前記4.(イ)となる場合には、当該保管施設の入札事業者にその旨を通知するとともに、改めて前記4.(イ)の手順を適用して落札事業者を決定する。

なお、上限値を超えるために除外されたフダでも、離島や著しく引き取りが困難と判断される場合は特採措置を取り、落札させることがある。この場合、弁護士等による外部監査を受けるものとする。

*5：例えば、上述事情を考慮してもなお著しく高い価格や著しく少ない量など。

5. 選定結果の連絡方法

全入札事業者に対し、選定結果を2月17日にREINSにて通知する。また、同時に保管施設ごとの落札状況をそれぞれの市町村にREINSにて通知する。

なお、保管施設ごとの全ての落札状況については、4月に協会ホームページ上で公表する。

6. その他の注意事項

総合的評価結果通知の日から入札選定結果通知の日まで、事業者は入札価格や入札結果等に関する情報を得る目的で国及び協会と接触してはならない。

以上